



Kumamoto City

News Release

令和6年（2024年）10月18日

（仮称）熊本市環境影響評価条例に関する説明会の開催について

本市では、清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「（仮称）熊本市環境影響評価条例」の制定に向けて検討を進めています。

そこで、本条例の適切な運用に向けて、事業者及び市民の皆様へ制度の趣旨や条例制定の意義・効果等について周知を図るために説明会を開催しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 日時 令和6年（2024年）10月23日（水）14時から
- 場所 ウェルパルクまもと1階大会議室（中央区大江5丁目1番1号）
※ ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 説明 (1) 環境影響評価制度の概要及び事例について
(2) （仮称）熊本市環境影響評価条例の素案について

<市条例の素案のポイント>

本市の環境影響評価条例では、熊本県の環境影響評価条例を基本としつつ、特に次の事項について本市独自の制度を設けます。

- 手続方法：環境影響評価の可否を判定する「スクリーニング」を導入。
- 地域区分：県立自然公園など環境保全上重要な地域を「指定地域」に設定。
- 対象事業：「大規模建築物（高層建築物）」や「複合事業」を対象事業に設定。

【お問い合わせ先】

環境局 環境推進部 環境政策課

電話：096-328-2427

課長 住谷（すみや）

担当 西岡（にしおか）、入江（いりえ）